



「日本GAP規範」に基づく農場評価制度

評価規準

Ver 1.0.(暫定)

農業分類:農場共通+畜産共通+牛+豚+鳥

適用:日本GAP規範 Ver1.0.



一般社団法人 日本生産者GAP協会

日時			
農場		評価員	
作業者			
生産地・施設			
畜種			
(指定畜種)			
評価時の状態			
販売			
外部委託			
備考			

署名	評価員		日付	
	農場		日付	

農場評価集計表

「日本GAP規範」農場評価制度

	評価 点数	評価+	該当外	評価0	評価1	評価2	評価3	評価4	管理分類小計
管理分類		5	0	0	-5	-10	-15	-20	
1. 農場管理システムの妥当性			0	0	0	0	0	0	0
2. 飼料と飲料水・畜舎や施設と放牧			0	0	0	0	0	0	0
3. 家畜家禽の取り扱いと医薬品等			0	0	0	0	0	0	0
4. 施設・設備と廃棄物の管理			0	0	0	0	0	0	0
6. 労働安全と福祉の管理			0	0	0	0	0	0	0
7. 環境保全と生物多様性の保護	0								0
評価レベルごとの指摘項目数	0	0	0	0	0	0	0	0	
管理分類の合計点数									0
総合点数(=1000点-管理分類の合計点数)									1000
総合評価									

総評および推奨	総合点数	総合評価判定		
		右の件に該当していない	評価3が5項目以上あり、評価4がない	評価4が1項目以上ある
	1005点以上	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆	
	900～1000点	☆☆☆☆	☆☆☆	
	800～895点	☆☆☆	☆☆	
	700～795点	☆☆	☆	
	600～695点	☆		
	595点以下			

農業分類	項目番号	項目内容	上限	評価	コメント
農場評価基準（“全農場共通”、“畜産共通”、“牛”）					
1. 農場管理システムの妥当性					
全	1.1	圃場・畜舎などの生産場所、農産物取扱い施設、資材保管施設は、名称・記号等で識別されており、生産場所は、図面や地図上で照合できるようになっている。	4		
全	1.2	農場管理の実施内容を記録する仕組みが確立されており、常に最新の記録が分かるように保管している。	4		
全	1.3	農場のリスク評価を行って、リスク管理に必要な地図（リスクマップ）や作業流れ図等を作成している。リスク要因の変化が考えられる大きな変更があった場合には、地図や図面等を更新している。 ① 圃場・畜舎や周辺の地形や土質、水路、危険な個所等を示した地図 ② 農場内の建物、道路、危険物の保管場所、水道管、ガス管、排水溝などの配置図、畜産農場における衛生管理区域の明示 ③ 出入口、入出庫口、非常口、休憩所・飲食場所、トイレ、手洗い場等の調製施設の配置図 ④ 農産物調製・保管の作業流れ図など。	3		
全	1.4	緊急事態が発生した際の対応手順や連絡先一覧等を文書化している。緊急事態には、火災、人身事故、燃料・農薬等の流出などが含まれる。	3		
全	1.5	農場のリスクを最小限にするために遵守するルールを文書化し、必要に応じて訪問者や外部業者を含む農場関係者がいつでも確認できる状態になっている。	3		
全	1.6	文書化されたルールに基づいて行動できるように、研修や教育活動等が行われている。	2		
全	1.7	出荷した商品に、生産者を特定できる内容を表記している。また、出荷した商品の名称・品目、出荷年月日、出荷先、出荷数量を特定できる記録がある。	4		
全	1.8	出荷した商品に関するクレームを受け付け、その内容を記録し、原因を追及し、問題点を改善し、その結果を記録する手順が確立されている。クレームがあった場合は、手順に沿って実施した内容を記録している。 ※グループ全体で手順が運用されている場合は該当外。	3		
全	1.9	出荷した商品を速やかに回収するための対応手順を文書化し、作業者に周知している。 ※グループ全体で手順が運用されている場合は該当外。	3		

農業分類	項目番号	項目内容	上限	評価	コメント
畜	1.1	牛は個体ごとに、豚および家禽は群れごとに識別されている。	4		
畜	1.2	牛は個体ごとに、豚および家禽は群れごとに、給与した飼料及び投与した薬剤の記録がある。	4		
畜	1.3	家畜家禽を導入した場合は、以下の項目を記録している。 ①家畜家禽の種類 ②頭羽数 ③健康状態 ④導入元の農場等の名称 ⑤導入年月日	4		
畜	1.4	家畜家禽を出荷または移動した場合は、以下の項目を記録している。 ①家畜家禽の種類 ②頭羽数 ③健康状態 ④出荷または移動先の農場等の名称 ⑤出荷または移動の年月日	4		
牛	1.1	牛トレーサビリティ法に基づき個体管理がされ、家畜の導入から死亡まで届出がされている。 ※出生(農家コード、個体識別番号、年月日、雄雌、母牛の個体識別番号) ※死亡(個体識別番号、年月日、引渡し先(処分先)のコード番号)	4		
2. 飼料と飲料水・畜舎や施設と放牧					
2.1 家畜家禽の飼料と飲料水・飼料の調製・放牧地の管理					
全	2.1.1	農作物や収穫した農産物、家畜家禽の健康に悪影響を及ぼす可能性がないか、灌漑用水や家畜家禽用飲用水のリスク評価を行なっている。危害要因がないことが確認されているか、悪影響を及ぼさない状態にする対策を採っている。	4		
畜	2.1.1	家畜家禽に対して、汚染されていない新鮮で十分な量の飲料水が与えられている。井戸水を使用している場合は、年1回以上、水質検査をして水質に異常がないか確認している。 ※塩分濃度、硝酸性窒素濃度、など	4		
畜	2.1.2	給水方法に応じた十分なスペースが確保されており、給水施設に十分な給水圧があること常に確認できている。 ※過剰な闘争がないように良く観察してスペース確保する	3		

評価規準

農業分類	項目番号	項目内容	上限	評価	コメント
畜	2.1.3	家畜家禽の健康に害がなく、発育段階、使用目的、泌乳ステージ等に応じた栄養のある飼料を過不足なく給与している。残さず食べさせるための管理ができている。	3		
畜	2.1.4	リン酸や飼料用ミネラルを使用している場合、給与量は飼養標準等に基づいており、過剰になっていない。	4		
畜	2.1.5	飼料は使用の都度記録し、記録簿には以下の項目が含まれている。 ①使用した年月日 ②使用した場所 ③使用した家畜家禽等の種類 ④飼料の名称 ⑤飼料の使用量 ⑥飼料を譲り受けた年月日および相手方の氏名または名称	4		
畜	2.1.6	飼槽や給水器は水や飼料が長期間貯留されず、定期的に清掃されている。飼料は貯蔵中の変敗がないように管理している。	4		
畜	2.1.7	飼料給与に使用される設備器機は、定期的に清掃され、正常に機能している。	4		
畜	2.1.8	使用した飼料の納品伝票を保管している。納品伝票は、牛は8年、採卵鶏は5年、豚・ブロイラーは2年間保管している。	3		
畜	2.1.9	排汁の発生を抑えるため、サイレージは十分な予備乾燥が行われている。コーンサイレージは黄熟期に刈り取りが行われている。 ≫水分含量70%以下が目安	3		
畜	2.1.10	放牧地や牧草地において、家畜家禽が有毒植物を採食しないように定期的に抜き取り除去しているか、牧柵で囲い隔離している。	3		
畜	2.1.11	規格・基準に合わない飼料添加物を使用していない。	4		

農業分類	項目番号	項目内容	上限	評価	コメント
畜	2.1.12	飼料調製の際、変質・カビの発生や異物混入を防ぐ具体的な対策を講じている。	4		
畜	2.1.13	飼料の保管場所および保管容器は、清潔で汚染がなく異物が混入しないようになっている。	4		
牛	2.1.1	子牛は出生後、数時間以内に初乳を与えられるようになっている。	3		
豚	2.1.1	食品循環資源を材料とする飼料を給与する場合には、事前に加熱等の処理を行っている。	3		
2.2家畜家禽の畜舎と施設・放牧					
全	2.2.1	農作物や収穫した農産物、家畜家禽の健康に悪影響を及ぼす可能性がないか、圃場や牧草地とその周辺の土壌、培土のリスク評価を行なっている。危害要因がないことが確認されているか、悪影響を及ぼさない状態にする対策を採っている。	4		
畜	2.2.1	畜種や品種に応じ、ストレスのない飼養スペースが確保されている。放牧では、適正な放牧頭数を超えていない。 ※横になったり立ち上がったりに十分なスペース	3		
畜	2.2.2	畜舎は、適切な熱環境、換気、照明が保たれ、騒音がない。 ※乳牛10～20℃、肥育牛4～20℃、去勢牛10～15℃、豚10～25℃、卵鶏20～30℃、ブロイラー15～25℃	3		
畜	2.2.3	畜舎は定期的な清掃または消毒が実施されており、衛生状態と乾燥状態が維持されている。	4		
畜	2.2.4	畜舎や飼料の保管場所は、野生動物やネズミ、ハエなどの有害生物が侵入しにくい設計になっている。また、屋根や壁面の破損部は、速やかに修繕されている。	4		
畜	2.2.5	畜舎、水路、柵などの構造物には突起部がなく、床は排水がよく滑りにくくなっている。	3		

農業分類	項目番号	項目内容	上限	評価	コメント
畜	2.2.6	放牧の方法や面積、放牧期間や放牧時間は、土壌の侵食や流出がなく、糞尿からの流出液が河川に流出しないように管理されている。	4		
畜	2.2.7	放牧地の中を流れる河川や水路に家畜家禽が侵入できないようになっている。	4		
畜	2.2.8	畜舎やパドックから出る污水が、直接、排水路や河川に流出しないようになっている。	4		
畜	2.2.9	パドックや搾乳室に残された糞は定期的に除去している。屋外パドックでは、雨水と混ざって污水にならないように事前に除去している。	3		
畜	2.2.10	飲水器は定期的に点検をし、漏水が発生していない。	3		
畜	2.2.11	サイロには、サイレージ排汁を回収する排汁槽が設けられている。排汁槽は非浸透性の素材で出来ており、ひび割れなどが定期的な点検が行われている。	4		
畜	2.2.12	畜種に応じた埋却用の土地または焼却または化製のための準備が確保されている。 ※牛5.4㎡/頭、豚0.9㎡/頭、鶏0.7㎡/100羽	4		
3. 家畜家禽の取り扱いと医薬品等					
3.1 家畜家禽の取り扱いと衛生管理					
畜	3.1.1	家畜家禽の基本的な行動様式や、家畜家禽の快適性を高めるための飼養管理方式、病気の発生予防等に関する知識の習得に努め、獣医師等の専門的な助言を受けている。	3		
畜	3.1.2	農場内は衛生管理区域とそれ以外の区域とに分けられており、境界が明示されている。 ※柵、ロープ、白線、プランターなどによる境界	4		

評価規準

農業分類	項目番号	項目内容	上限	評価	コメント
畜	3.1.3	必要のないものが衛生管理区域に立ち入らないように制限している。また、衛生管理施設に立ち入った者が家畜家禽に接触する機会を最小限に制限している。	4		
畜	3.1.4	農場関係者以外が衛生管理区域に立ち入った場合は、以下の項目を記録している。 ①氏名 ②住所 ③所属 ④年月日 ⑤目的（獣医など所属から明らかな場合は除く） ⑥過去1週間の渡航歴および他の畜産農場への立ち入り	4		
畜	3.1.5	衛生管理区域に出入りする際は、衛生管理区域の境界で靴を履き替えているか消毒をしている。手指や腕は、消毒石鹸等で洗浄するか消毒している。また、出入りする車両の消毒をしている。	4		
畜	3.1.6	他の畜産農場に立ち入った者、過去1週間以内に海外から入国・帰国した者、他の畜産施設で使用された物品、過去4ヶ月以内に海外で使用した衣服や靴の立ち入りや持ち込みを制限している。	4		
畜	3.1.7	家畜家禽の健康状態を把握するため、少なくとも1日に1回は観察を行なっている。家畜家禽が異常があった場合は、症状、頭羽尾数、および月齢・日齢を記録している。	4		
畜	3.1.8	新しく家畜家禽を導入する場合には、導入元での疾病発生状況や健康状態が確認されるまで他の家畜家禽と接触させていない。	3		
畜	3.1.9	家畜家禽の出荷または移動を行なう場合には、付着した排せつ物等の汚れを取り除き、健康状態を確認している。	3		
畜	3.1.10	患畜または疑似患畜を発見した場合は、直ちに他の家畜家禽から隔離している。また、その設備がある。	4		

評価規準

組織＋農場共通＋畜産共通＋牛＋豚＋鳥

農業分類	項目番号	項目内容	上限	評価	コメント
畜	3.1.11	家畜家禽伝染病の患畜または疑似患畜を発見した際、直ちに獣医や家畜家禽保健衛生所へ連絡している。	4		
畜	3.1.12	短時間で行くことができる清潔なトイレがあり、石鹸と手を洗う水が常備されている。作業者は、作業に入る前に必ず手洗いをしている。	4		
牛	3.1.1	除角を行う場合は、角根部を触ると角がわかるようになる時期以降に、また、焼きごてでの実施が可能な生後2ヵ月以内に実施している。	2		
牛	3.1.2	去勢を行う場合は、3ヶ月から4ヶ月齢程度までに行っている。	2		
豚	3.1.1	衛生管理区域では、全ての者が専用の衣服および靴を着用している。	4		
豚	3.1.2	歯切り、断尾、去勢、耳刻を行う場合は、生後7日以内に実施している。	2		
鳥	3.1.1	衛生管理区域では、全ての者が専用の衣服および靴を着用している。	4		
鳥	3.1.2	ピークトリミングを行う場合は、餌付け後10日以内の鶏に実施している。	2		
3.2医薬品等（動物用医薬品、成長促進剤、消毒剤、その他の化学製品）					
畜	3.2.1	医薬品等の使用は、法令で定められた対象動物、用法、容量を順守している。	4		

評価規準

農業分類	項目番号	項目内容	上限	評価	コメント
畜	3.2.2	医薬品等の使用は、法令で定められた使用禁止期間に使用されていない。また、休薬期間が守られている。	4		
畜	3.2.3	要指示医薬品を使用する場合は、必ず獣医の処方箋または指示書に基づいて使用している。	4		
畜	3.2.4	使用期限を過ぎた医薬品等を使用していない。	4		
畜	3.2.5	医薬品等は使用の都度記録し、記録簿には以下の項目が記録されている。 ① 使用した年月日 ② 使用した場所 ③ 使用対象動物の種類、頭羽尾数及び特徴 ④ 医薬品の名称 ⑤ 医薬品の用法及び用量 ⑥ 使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するためにと殺または出荷することができる年月日	4		
畜	3.2.6	医薬品等は、専用の倉庫や頑丈なキャビネットに保管し、常に施錠している。保管場所には、医薬品等や投与機器以外の者がなく、倉庫入口やキャビネットには危険性を警告する表示がある。	4		
畜	3.2.7	全ての医薬品等は、他の容器に入れ替えをせず現行の容器で保管され、ラベルが読める状態で維持されている。	3		
畜	3.2.8	要指示医薬品、使用期限を過ぎた医薬品は、他と明確に分けて保管されている。	3		
畜	3.2.9	空になった医薬用品等の容器は、再利用せず、処分までの間、安全に保管されている。	3		
畜	3.2.10	治療の完了後に残った医薬品等や使用期限の過ぎた医薬品等、および使用済みの医薬品等の容器は、表示に記載された指示に従い、地域の条例に基づく回収を利用したり、感染性廃棄物として安全に廃棄している。	4		

農業分類	項目番号	項目内容	上限	評価	コメント
畜	3.2.11	医薬品等の投与に使用した使い捨て器具は、廃棄まで専用の容器に入れて安全に保管し、表示に記載された指示に従い、産業廃棄物処理業者等を利用して、安全に廃棄している。	4		
畜	3.2.12	医薬品等の投与に使用した器具の洗浄は、人と環境に対する安全性を確保する方法で実施している。洗浄の後、動物用医薬製品の残留物を含むあらゆる物質は、医薬品等自体の廃棄と同じ手順で廃棄している。	4		
4. 施設・設備と廃棄物の管理					
4.3 燃料の保管					
全	4.3.1	燃料の貯蔵設備は、消防法に準拠した市区町村の条例に従っている。また、周辺は火気厳禁とし、周辺に燃えやすいものが置かれていない。	4		
全	4.3.2	漏れた燃料が河川・湖沼や土壌・地下水等を汚染しないように、燃料貯蔵設備の周辺には、防油堤や溝を設置している。漏れた燃料の回収に備えては砂や布などの吸収材を用意し、また、火災に備えて消火器等を用意している。	3		
全	4.3.3	燃料油の貯蔵容器や供給タンク、配管設備などに破損や故障がないか、定期的に点検している。	3		
4.4 廃棄物管理					
全	4.4.1	廃棄物は、回収や処分の方法に応じて適切に分別し、処分されるまでの間、農業や生活環境に支障がないよう適切な状態で保管している。圃場や施設にゴミが散らかっていない。	3		
全	4.4.2	農場で発生した廃棄物をみだりに焼却したり埋めたりせず、地域の回収・処分制度を利用したり、専門の業者に委託したりして適切に処分している。	4		
全	4.4.3	産業廃棄物を処分した際の産業廃棄物管理表（マニフェスト）を5年間保管している。JA、廃プラスチック類適正処理協議会等に回収・処理を委託した場合は、委託した伝票等の記録がある。	4		
全	4.4.4	土壌に還元される生分解性資材を利用したり、糞尿や残さ等を堆肥やバイオマス燃料に再生利用するなど、農場で発生する廃棄物の量を出来るだけ少なくする努力をしている。	2		

評価規準

農業分類	項目番号	項目内容	上限	評価	コメント
畜	4.4.1	<p>家畜家禽糞尿の適正管理のために、家畜家禽糞尿管理計画を作成している。計画書には、以下の項目が含まれていること。</p> <p>①畜種 ②品種 ③飼育頭羽尾数 ④糞尿の総排出量・水分区分排出量 ⑤糞用の貯留施設と貯留量 ⑥糞尿利用計画と利用実績</p>	3		
畜	4.4.2	<p>家畜家禽糞尿は、堆肥舎や貯留槽などの専用の管理施設で管理しており、管理施設は以下の項目を満たしている。</p> <p>①堆肥舎の床や貯留槽は不浸透性の素材で出来ている ②堆肥舎は屋根や覆いがされている ③管理施設に破損があった場合は遅延なく修繕されている</p>	4		
畜	4.4.3	<p>家畜家禽排泄物の年間の発生量、処理および利用の方法、処理・利用方法別の量を記録している。</p>	4		
畜	4.4.4	<p>家畜家禽を原料とした肥料を販売する際は、特殊肥料として都道府県へ生産と販売の届出を行い、窒素全量、リン酸全量、カリ全量およびC/N比等を表示している。</p>	4		
畜	4.4.5	<p>スラリー、畜舎洗浄水、パーラー排水など畜舎から排出される汚水は、直接、排水路や河川へ流出しないよう、汚水処理を行なっている。大規模畜舎については、法令を満たす管理施設で処理している。</p>	4		
畜	4.4.6	<p>農場で死亡した家畜家禽は、公認された焼却炉や化製場もしくは死亡獣畜取扱場で処理している。</p>	4		
6. 労働安全と福祉の管理					
全	6.1	<p>作業者の安全と健康に危害を及ぼす要因がないか、リスク評価を行っている。危害がないことを確認しているか、危害を及ぼさない状態にする対策を採っている。</p>	4		
全	6.2	<p>事故や怪我に備え、飲める水、救急箱、緊急連絡先、応急手当等の手順書を常に備えている。</p>	3		

評価規準

組織＋農場共通＋畜産共通＋牛＋豚＋鳥

農業分類	項目番号	項目内容	上限	評価	コメント
全	6.3	事故や怪我に備えて、救命・応急手当の訓練を受けている。	2		
全	6.4	作業者が、飲酒や病気、負傷、過労等により正常な作業が困難な場合は、作業を中止するか、必要に応じて作業の内容を制限している。また、年少者や作業の未熟練者、機械操作や化学物質等を取り扱う作業に必要な資格を有しない者に作業をさせていない。	4		
全	6.5	作業者は、定期的に健康診断を受けている。	2		
全	6.6	作業上、特に危険な場所は表示をするなどして事故を防止する対策を採っている。また、危険な作業は作業補助者を配置するなどの負担軽減に努めている。	3		
全	6.7	機械・器具は、事前に点検を行い、異常がある場合には、調整や修理を受ける等の必要な措置をとっている。	3		
全	6.8	作業者は、安全に作業できるように、作業に適した服装や防護装備を着用している。	3		
全	6.9	労災保険(労働者災害補償保険)や傷害共済等の任意保険に加入している。	2		
全	6.10	農業機械を操作する者は、運転や操作に必要な免許を取得し、運転や操作は法令等に準拠している。農業機械の取扱い説明書は、いつでも取り出して読めるようにしている。	4		
7. 環境保全と生物多様性の保護					
全	7.1	農場周辺や地域における生物(野生の動植物)の多様性の状況を監視し、その結果を科学的に評価している。	+		
全	7.2	評価結果から、農場周辺や地域における生物の多様性を保全する取組みを実施している。	+		
全	7.3	農場周辺の自然環境の保全、良好な景観の形成に向けた個人または地域での取組みに参加している。	+		